

1. 事業の目的

(R6.08.01)

指定居宅介護支援事業の適正な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の介護支援専門員が、要介護状態にある高齢者等及びその家族に対し、適正な指定居宅介護支援を提供する。

2. 運営方針

- ① 要介護状態等にある利用者の特性を踏まえて、その有する能力に応じた自立した日常生活を営むことができるよう、利用者の選択に基づき、適切な保健・医療・福祉サービスが、多用な事業者から提供されるよう必要な援助を行う。
- ② 利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスを提供する事業者等との綿密な連携のもと、総合的なサービスが提供されるよう、常に公平中立な援助に努める。

3. いいたて在宅介護支援センターの概要

(1) 事業所の名称及び所在

名 称	住 所	介護保険指定番号
いいたて在宅介護支援センター	福島県相馬郡飯館村伊丹沢字伊丹沢 571 番地	指定居宅介護支援（福島県 0773300090）
実 施 地 域	飯館村（地域以外の方でもご希望の方はご相談下さい。）	

(2) 職員の職種及び員数、(職務内容)

管 理 者 (施設の維持、管理・運営)	1 人 (兼務)	介護支援専門員 (利用者の支援及び相談の提供)	2人	管野ゆかり	介護支援専門員登録番号 07040214
				真壁 成行	介護支援専門員登録番号 07000300

(3) 営業時間

平 日	午前8:30 ~ 午後5:30	時間外等の緊急連絡電話	電話番号 0244-42-1700
休 日	日・年末年始（12月29日～1月3日）	受付 特別養護老人ホーム いいたてホーム	

4. サービス提供までと主な内容

- ① 利用者や家族より介護サービス計画書の依頼を受けます。
- ② 重要事項説明と契約、同意を得ます。
- ③ 利用者の状態を把握するため、利用者及び家族の方と面接等を行います。
- ④ 居宅サービス計画の原案を作成します。
- ⑤ 居宅サービス事業者等との連絡調整を行います。
- ⑥ 居宅サービス計画を作成し、利用者に交付いたします。
- ⑦ 作成された介護サービス計画について、利用者及び家族の方に同意、確認を頂きます。
- ⑧ サービスの利用開始となります。
- ⑨ 特段の理由がない限り、月1回訪問し、居宅サービス計画実施状況の把握の結果を記録します。
- ⑩ 要介護認定や更新があった場合、サービス担当者会議を開催し、居宅サービス内容について担当者から意見を求める。

※ 事業者及び介護支援専門員は、サービスを提供するうえで、利用者及びその家族の知り得た情報等を正当な理由なく第三者には漏らしません。またこの守秘義務は契約終了後も同様に厳守いたします。

5. 料金等 ご利用できる方：介護保険認定で要介護の方が対象となります。

要介護 1～2	要介護 3～5	初回加算
12,490円	16,230円	3,000円（対象の方のみ）

- ① 当事業者の利用料金は、基本料金に15%加算（特別地域加算）の金額となります。ただし、法定代理受領により当事業者の居宅介護支援に対し介護給付が支払われる場合、利用者の自己負担はありません。
- ② 実施地域を越えて行う指定居宅介護支援に要した交通費は、次により実費が必要となります。
 - ・通常の実施地域を越える地点から片道30km未満 1,000円、30km以上60km未満 2,000円、60km以上 3,000円

6. 緊急時の対応方法

- （1）ご利用者に様態の変化等があった場合、医師に連絡する等必要な処置を講ずるほか、ご家族の方に速やかに連絡いたします。

7. 事故発生時の対応

- （1）サービス提供によって事故が生じた場合には、速やかに保険者（市町村）・利用者ご家族に連絡して必要な措置を講じます。
- （2）サービスを提供するにあたって、事業者の責任と認められる事由によって、ご利用者に損害を与えた場合には速やかに損害を賠償します。

8. 非常災害対策

非常災害や感染症の発生時において、サービスの提供を継続的に実施するため計画を策定し、当該業務継続計画に従い必要な訓練と措置に努めます。

9. 虐待防止について

- （1）事業所は、利用者の人権の擁護・虐待等の防止のため必要な措置を講じます。
- （2）事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通知します。

10. 身体拘束について

- （1）利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束を行いません。
- （2）身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録します。

11. サービス内容に関する相談・苦情

（受付：月～土曜日 午前8時30分～午後5時30、相談・苦情の受付は直接、第三者委員の方へ申し出ることもできます。）

管 理 者	所 長	佐々木 裕行	0244-68-2144	第三 者委員	山田 義忠	0244-42-0198	
相談・苦情受付担当者	介護支援専門員	管野ゆかり、真壁成行	0244-68-2144	佐藤 敏子	0244-42-1135	菅野 純子	0244-42-1021
苦 情 解 決 責 任 者	所 長	佐々木 裕行	0244-68-2144	佐藤 晴男	090-4635-9371	齋藤ちか子	090-6855-7488

（1）苦情解決の流れ 利用者からの苦情等を隨時受付ける。→苦情内容及び希望等について意見聴取し記録する。→第三者委員の助言及び立会いの要否についてお伺いする。→苦情申出人と苦情解決責任者間において話し合いによる解決に努める。→苦情の解決や改善を要することにより、サービスの質を高め運営の適正化を図る。

（2）当施設以外の相談・苦情の窓口

飯館村役場 健康福祉課福祉係（電話 0244-42-1633）
福島県国民健康保険団体連合会（電話 024-523-2702）